

農業用軽油引取税免税証の受付・交付手続き

農業に軽油を使用されている方を対象に各地区、次の日程で「軽油引取税免税証」の交付申請受付および交付を行います。

「軽油引取税免税証」の交付申請受付および交付日程

対象地区	場所	受付日時	交付日時
マキノ	マキノ支所 (2階)	3月2日 (月) 9時30分~14時	3月11日 (水) 9時30分~11時30分
今津	高島県事務所 (2階会議室)	3月3日 (火) 9時30分~14時	3月11日 (水) 13時30分~15時30分
朽木	朽木支所 (1階会議室)	3月4日 (水) 11時~14時	3月12日 (木) 9時30分~11時30分
安曇川	安曇川公民館 (2階カルチャールーム)	3月5日 (木) 9時30分~15時	3月12日 (木) 13時30分~16時
高島	高島支所 (2階会議室)	3月6日 (金) 9時30分~14時	3月13日 (金) 13時30分~15時30分
新旭	新旭公民館 (3階)	3月9日 (月) 9時30分~14時	3月13日 (金) 9時30分~11時30分

- 《申請時に必要なもの》
- ①免税軽油使用者証 (以前から免税証の交付を受けている方)
 - ②印鑑(共同申請者は全員の印鑑)
 - ③昨年中に購入した免税軽油の納品書等と、消費状況を記入した「免税軽油の引取り等に係る報告書」
 - ④次の場合は手数料として420円が必要です。
 - ・初めて免税証の交付を受ける方
 - ・免税軽油使用者証の更新手続きが必要な方(以前に免税軽油使用者証の交付を受けている方で有効期限が平成22年2月27日以前の方)
 - ・免税軽油使用者証の記載事項に変更がある方(経営委譲による経営者の変更、使用する機械の変更・追加など)
 - ⑤今年耕作される田畑の面積、使用する農業機械の名称、型式、馬力数
- ※あらかじめ調べてください。

◇農業用免税軽油の対象が拡充されました。
 農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう)のすべてを受託する場合は、受託者が軽油の免税措置を受けられることになりました。
 この場合は前記の書類に加えて次の書類の提出が必要です。
 (1) 農業委員会が交付する「耕作(農作業受委託)証明・確認書」

(2) 農作業受委託契約書の写し
 詳しくは高島県事務所税務課または高島市農業委員会にお尋ねください。
 《交付時に必要なもの》
 印鑑
 注) 高島県事務所税務課での申請は、免税証の交付が遅れることがありますので、できる限りこの機会に申請手続きをしてください。
 高島県事務所税務課 ☎(22)6018

税務署からのお知らせ

申告は自分で書いてお早めに!

税務署では、納税者の皆さんが確定申告書などをご自分で作成し、職員はそのアドバイスを行う「自書申告」を推進しています。ぜひ、ご自分で申告書を作成し、郵送等によるお早めの提出にご協力ください。
 また、税務署へ確定申告にお越しになった方には、パソコンによる確定申告書の作成をお願いしています。入力項目が増加することもあり、申告書作成に時間がかかることが想定されますのでご了承ください。
 ※確定申告書の提出や納税が期限を過ぎたり、税額を少なく申告していた場合には、加算税や延滞税を納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

平成20年分の確定申告と納税の期限

区分	申告期限と納期限	振替の届出をした方の納付日(※)
申告所得税	3月16日(月)	4月22日(水)
贈与税		-
消費税および地方消費税(個人事業者)	3月31日(火)	4月27日(月)

納税には、安全! 便利! 確実! な振替納税をご利用ください。
 ※(前日までに預金の準備・確認を必ずお願いします。)

譲渡所得の確定申告

土地・建物や株式等の資産を売却し、譲渡益が生じている場合は、譲渡所得として所得税の課税対象となります。
 また、平成18・19年分の確定申告で「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例」の適用を受けるための手続きをされている方は、平成20年中に株式等の譲渡がなかった場合でも、平成20年分の確定申告書の提出が必要です。

確定申告はインターネットが便利

確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ[http://www.nta.go.jp]の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、作成した確定申告書等は、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。

さらに便利な **e-Tax**
 e-Taxは、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、自宅などからインターネットを利用して申告、申請・届出等ができる便利なシステムです。ぜひ、ご利用ください。

高島市税務署 ☎(22)2561

いきいき生活元気応援します! シリーズ31

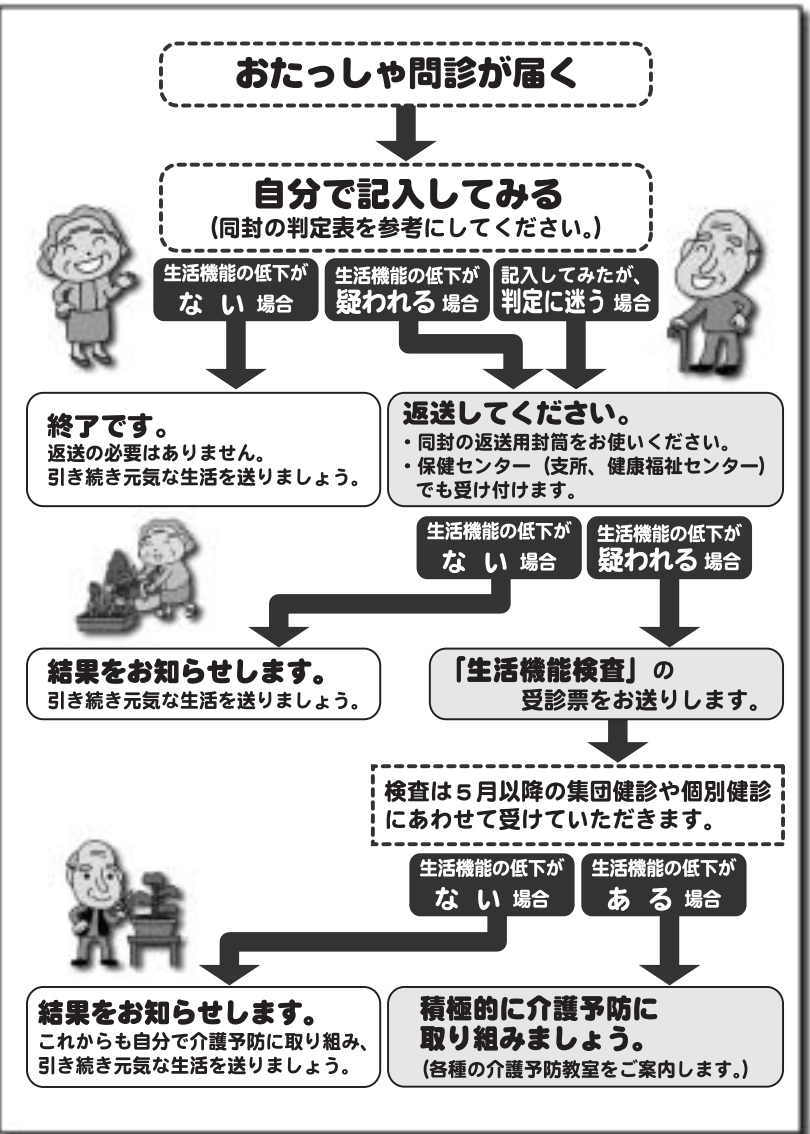
65歳以上の皆さん

おたっしや問診で生活機能を確認しましょう!!!



基本的なチェックリスト(おたっしや問診)は、高齢者の介護予防のための健診「生活機能評価」の一部として行われるものです。
目的
 生活機能評価は、早期に生活機能の低下に気づき、元気なうちから介護予防に取

り組み、自分らしくいきいきとした生活を送っていただくために行っています。
対象者
 平成21年4月1日時点で65歳以上の方(要介護、要支援認定を受けている方、施設へ入所されている方を除く)



介護予防教室 元気カレッジ 3月の予定
 65歳以上の方を対象とした、みんなで元気づくりに取り組む教室です。
転ばぬ先の体力づくり
 2日(月) マキノ健康福祉センター
 9日(月) 今津保健センター
 16日(月) 安曇川保健センター
▼時間 10時~12時
▼持ち物 お茶・タオル
▼申込み 不要
▼参加費 無料
 高島地域包括支援センター または NPO法人どろんこ ☎(20)2301

地域包括支援センターでは高齢者、ご家族、地域からの相談をお受けしています。
 介護、介護予防、健康、福祉、高齢者虐待防止、権利擁護 など
 ☎(22)0193 ☎(22)0292 市役所別館1階 JR近江今津駅西側